

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月5日
【会社名】	リンナイ株式会社
【英訳名】	RINNAI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 弘康
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区福住町2番26号
【電話番号】	(052)361-8211番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 小杉 将夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中川区福住町2番26号
【電話番号】	(052)361-8211番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 小杉 将夫
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 19,849,700,000円 引受人の買取引受による売出し 2,389,110,000円 オーバーアロットメントによる売出し 2,787,295,000円
	(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,600,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年6月5日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成25年6月5日(水)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成25年6月5日(水)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式350,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,600,000株	19,849,700,000	-
計(総発行株式)	2,600,000株	19,849,700,000	-

(注)1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 発行価額の総額は、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	-	100株	自平成25年6月20日(木) 至平成25年6月21日(金) (注)4.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年6月26日(水) (注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.rinnai.co.jp/ir/index.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月14日(金)から平成25年6月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、申込期間は「自平成25年6月18日(火)至平成25年6月19日(水)」、払込期日は「平成25年6月24日(月)」

発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、申込期間は「自平成25年6月19日(水)至平成25年6月20日(木)」、払込期日は「平成25年6月25日(火)」

発行価格等決定日が平成25年6月19日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、受渡期日は「平成25年6月25日(火)」

発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、受渡期日は「平成25年6月26日(水)」

発行価格等決定日が平成25年6月19日(水)の場合、受渡期日は「平成25年6月27日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋営業部	名古屋市中区錦三丁目21番24号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,080,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	208,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	208,000株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	104,000株	
計		2,600,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
19,849,700,000	10,000,000	19,839,700,000

- (注) 1. 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,839,700,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限2,670,075,000円と合わせ、手取概算額合計上限22,509,775,000円について、全額を当社グループの設備投資資金（最大で26,640百万円）に充当し、残額が生じた場合には、平成27年3月までに当社の借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当該設備投資については、4,589百万円を平成27年3月までに当社堺工場における給湯器増産設備の新設資金に、4,300百万円を平成27年3月までに当社子会社上海林内有限公司における給湯器増産設備の新設資金に、7,462百万円を平成27年3月までに当社関西支社他の移転のための設備投資資金に、残額を平成28年3月までに当社グループにおける設備更新・生産合理化を目的とする金型投資等に充当する予定であります。

当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年6月5日）現在（ただし、既支払額については平成25年4月30日現在）、以下のとおりとなっております。なお、当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。また、資金調達方法欄については、今回の自己株式処分資金も含めて記載しております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	金型	3,170	324	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	(注)1.
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	建物、構築物	175	-	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年4月	平成26年3月	(注)1.
当社つくば営業所 他 (茨城県つくば市他)	日本	建物、構築物	186	133	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	販売拠点の拡充とサービスの向上
当社関西支社他 (大阪市西区他)	日本	土地、建物	7,680	218	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成27年3月	移転により販売拠点の拡充とサービスの向上
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	機械、器具	1,033	203	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	(注)1.
当社関西支社他 (大阪市西区他)	日本	什器、備品等	87	1	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	(注)1.
当社堺工場 (愛知県瀬戸市)	日本	土地、建物、機械及び器具等	6,078	1,489	自己資金及び自己株式処分資金	平成24年3月	平成27年3月	新設 エコジョーズ 給湯器 40万台/年
当社大口工場 (愛知県丹羽郡大口町)	日本	建物、機械及び器具等	2,540	-	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年10月	平成28年3月	製造拠点の再編強化による増設、更新
アール・ビー・コントロールズ(株)他 (石川県金沢市他)国内子会社	日本	建物、金型、機械及び器具等	2,134	385	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	(注)1.
リンナイ코리아(株)他 (大韓民国仁川市他)在外子会社	韓国、アメリカ、オーストラリア、中国及びその他	建物、金型、機械及び器具等	2,526	516	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年3月	平成26年3月	(注)1.
上海林内有限公司 (中国上海市)	中国	土地、建物、機械及び器具等	4,300	-	自己資金及び自己株式処分資金	平成25年4月	平成27年3月	新設 給湯器 100万台/年

(注)1. 完成後の増加能力は、生産品目が多岐にわたっており合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	2,389,110,000	名古屋市瑞穂区 内藤 進 150,000株
			名古屋市昭和区 林 謙治 150,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	自平成25年6月20日(木)至平成25年6月21日(金) (注) 3.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社  名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.rinnai.co.jp/ir/index.html）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書



の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 株式の受渡期日は、平成25年6月27日(木)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月14日(金)から平成25年6月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年6月18日(火) 至 平成25年6月19日(水)」、受渡期日は「平成25年6月25日(火)」

発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年6月19日(水) 至 平成25年6月20日(木)」、受渡期日は「平成25年6月26日(水)」

発行価格等決定日が平成25年6月19日(水)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

#### 4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	240,000株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	24,000株
大和証券株式会社	24,000株
東海東京証券株式会社	12,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	350,000株	2,787,295,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.rinnai.co.jp/ir/index.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成25年5月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成25年6月20日(木) 至 平成25年6月21日(金) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注) 1. 株式の受渡期日は、平成25年6月27日(木)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

## 2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 3. 申込証拠金には、利息をつけません。

## 4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、350,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年6月5日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式350,000株の第三者割当による自己株式処分（本件第三者割当）を、平成25年7月9日(火)から平成25年7月11日(木)までの間のいずれかの日（ただし、一般募集の払込期日の11営業日後の日とする。）を払込期日（以下「本件第三者割当の払込期日」という。（注）1.）として行うことを決議しております。（注）2.

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）1.）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1. 本件第三者割当の払込期日及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年6月17日(月)の場合、本件第三者割当の払込期日は「平成25年7月9日(火)」、

シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月20日(木)から平成25年7月2日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月18日(火)の場合、本件第三者割当の払込期日は「平成25年7月10日(水)」、

シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月21日(金)から平成25年7月3日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月19日(水)の場合、本件第三者割当の払込期日は「平成25年7月11日(木)」、

シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月22日(土)から平成25年7月4日(木)までの間」

となります。

2. 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 350,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。                             |
| (3) 割当先        | 野村證券株式会社  |
| (4) 申込期間（申込期日） | 平成25年7月8日(月)から平成25年7月10日(水)までの間のいずれかの日、<br>ただし、一般募集の払込期日の10営業日後の日とする。 |
| (5) 払込期日       | 平成25年7月9日(火)から平成25年7月11日(木)までの間のいずれかの日、ただし、<br>一般募集の払込期日の11営業日後の日とする。 |

(6) 申込株数単位 100株

## 2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である内藤進及び林謙治並びに当社株主である内藤株式会社及び株式会社好兼商事は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 3 自己株式の消却について

当社は平成25年6月5日(水)開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、平成25年7月12日付で当社普通株式2,000,000株の消却を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は、52,216,463株となります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（\*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（\*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（\*2）に係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年6月6日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年6月17日から平成25年6月19日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

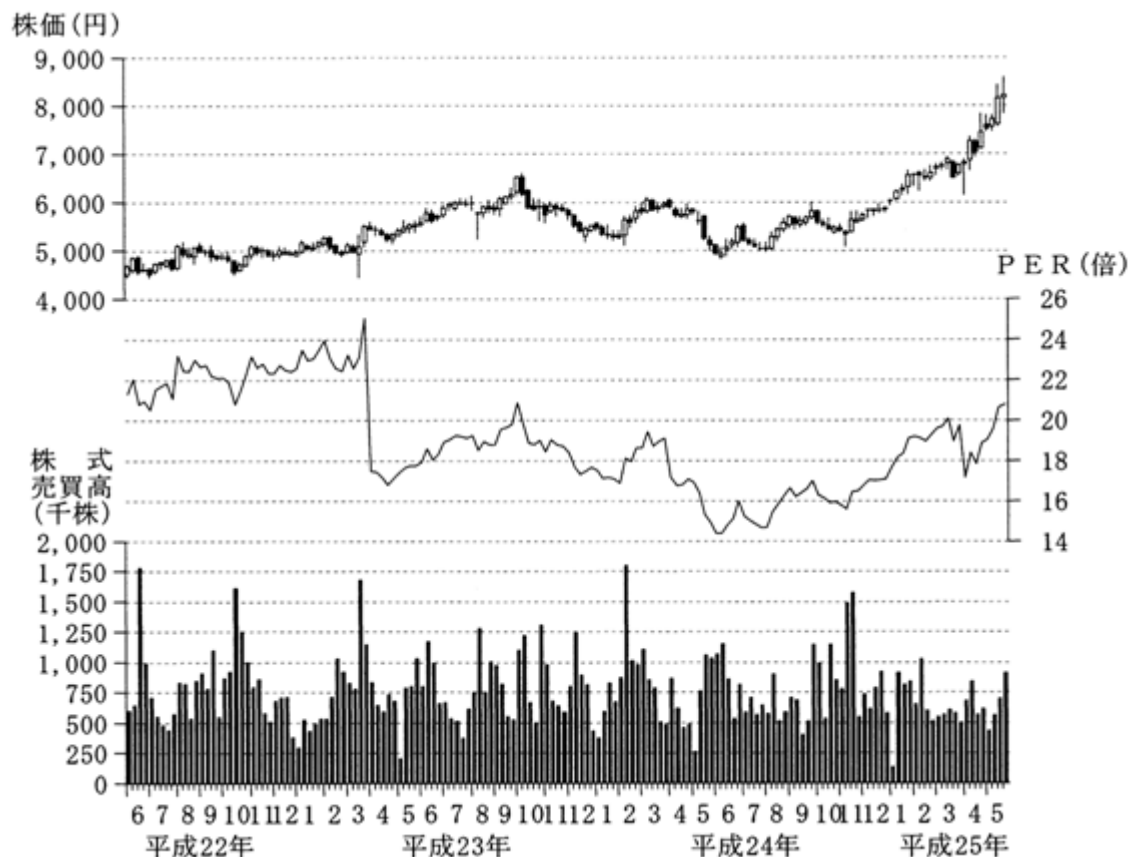
2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.rinnai.co.jp/ir/index.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

## 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年5月31日から平成25年5月24日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年5月31日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年5月24日については、平成25年5月10日に公表した平成25年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年12月5日から平成25年5月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年6月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年6月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 〔事業等のリスク〕

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

#### (1) 競合について

当社グループが事業を展開するガス機器を中心とした燃焼機器市場は、国内では既に成熟した市場であり、この市場で数社が厳しく競合しております。また、中国および東南アジアの市場は小規模の企業が存在し、厳しく競合する市場でもあります。

当社グループがさらなる新技術の開発、サービス体制の向上を達成しても、将来にわたって当業界において優位性を維持・発揮し、一定の地位を確保・継続できるという保証はなく、その結果、当社グループの売上、収益が低下する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を及ぼすことがあり得ます。

また、当社グループが現在製造、販売を行っている製品は、ガスエネルギーを主たる燃料として作動する機器であり、現在電気エネルギーにより機能する機器と給湯機器・厨房機器・暖房機器等各製品の分野で競合しております。

当社グループでは、電気エネルギーだけでなく、将来のエネルギーの姿を考慮して研究開発を進めておりますが、当社グループが予想する以上のエネルギーの発明や変革が起き、当社グループのこれへの対応が遅れた場合には経営成績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性もあります。

#### (2) 原材料、部品の供給について

当社グループは製品の生産において、複数のグループ外の企業より原材料、部品の調達を行っております。これらのグループ外企業とは、基本取引契約を結び、安定的な取引を前提として供給を受けておりますが、市況の変化による価格の高騰や品不足、さらにはこれら供給先の不慮の事故等による原材料、部品の不足が生じないという保証はありません。この場合には当社グループ製品の原価の上昇、さらには生産停止などが起こり、当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 為替相場変動の影響について

当社グループは今後も市場の拡大が期待される中国を中心としたアジア地域を始めとして北米地域、オセアニア地域等の海外16ヶ国の関係会社での事業活動に注力しており、連結売上高に占める海外売上高は、第63期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）連結会計年度において789億17百万円（連結売上高比31.3%）であります。

これら各国の関係会社の売上、費用、資産、負債の項目は連結財務諸表作成のために円換算されておりますが、換算時の為替レートにより現地通貨における価値の変動以上に円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループでは将来の為替相場変動によるリスクの回避を目的として、為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、これにより為替リスクを完全に回避できる保証はなく、為替相場変動が当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

上記の売上高については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査法人の監査は終了していません。



#### (4) 海外市場への事業進出について

当社グループはアジア地域、北米地域、オセアニア地域等に関係会社を有しておりますが、これらの海外市場への事業進出には以下のようなリスクが内在しており、これらの事象が発生した場合には当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

予期しえない法律、規則、不利な影響を及ぼす租税制度の変更

社会的共通資本（インフラ）が未整備なことによる当社グループの活動への悪影響

不利な政治的または経済的要因の発生

テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

#### (5) 製品の品質について

当社グループは、世界中の工場で製品開発から生産まで、ISO等により世界的に認められている品質管理基準に従って製品の安全性を第一に製造を行っております。また、製品の設置、施工、修理等の販売面でも細心の注意を払っております。しかし、全ての製品に問題がなく、将来にリコール等の品質問題が発生しないという保証はありません。製造物責任賠償保険等には加入しておりますが、問題の規模により賠償額を十分カバーできるという保証はありません。大規模なリコールの発生などでは多額のコストの負担を発生させるだけでなく、当社グループの社会的信用に影響を与え、それにより売上が低下し、業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 自然災害等による影響について

地震、風水害等の自然災害によって、当社グループの製造拠点及び設備が被害を被った場合には、操業が中断し、生産及び出荷が遅延する可能性があります。その影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。これらの事象が発生した場合には当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

（注） 将来に関する事項につきましては、本有価証券届出書提出日（平成25年6月5日）現在において判断したものであります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

リンナイ株式会社本社

（名古屋市中川区福住町2番26号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。